

○上越教育大学研究活動における研究倫理教育の実施に係る取 扱い

(平成28年1月18日学長裁定)

最終改正 平成30年12月6日

上越教育大学の研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程（平成27年規程第12号）第10条第2項に規定する研究倫理教育の実施に係る取扱いは、以下のとおりとする。

(対象者)

1 本学の教員（附属学校教員含む。以下同じ。）、大学院学生、学部学生及び事務系職員とする。

(教員の学修方法)

2 教員の学修方法等は、次の各号に係る事項とする。

(1) eラーニングによる研究倫理教育

①時期：4月以降

②活用資料：日本学術振興会が作成している研究倫理eラーニングコース[eL CoRE]（以下「学振eラーニング」という。）

③受講間隔：5年に1回は受講する。2016年（平成28年）4月1日を起算日とし、以後、5年ごとに受講登録を一斉に行うことにより定期的に研究倫理教育を受講する。

④担当課等：研究連携課

(2) 資料配付やポータルサイトによる研究倫理教育（啓発指導）

①時期：4月以降

②活用資料：日本学術振興会発行「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－（冊子又は電子媒体）」（以下「研究倫理教育教材」という。）

③担当課等：研究連携課

(3) 新任職員研修等による研究倫理教育（啓発指導）

①時期：4月上旬

②活用資料：研究倫理教育教材

③担当課等：総務課及び研究連携課

(4) 教授会や職員会議等による研究倫理教育（啓発指導）

①時期：4月以降

②活用資料：研究倫理教育教材

③担当課等：研究連携課及び附属学校課

(5) 科学研究費助成事業説明会等による研究倫理教育（啓発指導）

①時期：9月中旬

②活用資料：研究倫理教育教材

③担当課等：研究連携課

(6) 新任教員懇談会による研究倫理教育（啓発指導）

- ①時 期：9月中旬
- ②活用資料：研究倫理教育教材
- ③担当課等：研究連携課

(大学院学生の学修方法)

3 大学院学生の学修方法等は、次の各号に係る事項とする。

(1) 新入生オリエンテーションによる研究倫理教育（啓発指導）

- ①時 期：4月上旬
- ②活用資料：研究倫理教育教材
- ③担当課等：学生支援課及び研究連携課

(2) 各コース（科目群）による研究倫理教育（啓発指導）

- ①時 期：4月以降
- ②活用資料：研究倫理教育教材（実情に合わせた事項を個別に実施する。）
- ③担当課等：各コース・科目群及び研究連携課

(3) 大学院「履修の手引」による研究倫理教育（啓発指導）

- ①時 期：4月以降
- ②事 項：履修の手引「教育研究指導」の項目への掲載（研究倫理教育の指導）
- ③担当課等：教育支援課

(4) 学位論文等に係る指導教員（専門セミナー担当教員）及び学修成果報告書に係るアドバイザーによる研究倫理教育（啓発指導）

- ①時 期：4月以降
- ②活用資料：研究倫理教育教材（実情に合わせた事項を個別に実施する。）
- ③担当課等：教育支援課

(5) ポータルサイトによる研究倫理教育（啓発指導）

- ①時 期：4月以降
- ②活用資料：研究倫理教育教材（電子媒体）
- ③担当課等：研究連携課

(6) eラーニングによる研究倫理教育

- ①時 期：上越教育大学大学院専門職学位課程の学修成果に関する取扱細則（平成21年細則第6号）又は上越教育大学学位論文等取扱細則（平成16年細則第19号）に規定する時期までに受講する。
- ②活用資料：学振eラーニング
- ③担当課等：研究連携課

(学部学生の学修方法)

4 学部学生の学修方法等は、次の各号に係る事項とする。

(1) 各コース（科目群）による研究倫理教育（啓発指導）

- ①時 期：4月以降
- ②活用資料：研究倫理教育教材（実情に合わせた事項を個別に実施する。）
- ③担当課等：各コース・科目群及び研究連携課

(2) 学部「履修の手引」による研究倫理教育（啓発指導）

- ①時 期：4月以降

②事項：履修の手引「卒業研究」の項目への掲載（研究倫理教育の指導）

③担当課等：教育支援課

(3) 卒業研究指導教員による研究倫理教育（啓発指導）

①時期：4月以降

②活用資料：研究倫理教育教材（実情に合わせた事項を個別に実施する。）

③担当課等：教育支援課

(4) ポータルサイトによる研究倫理教育（啓発指導）

①時期：4月以降

②活用資料：研究倫理教育教材（電子媒体）

③担当課等：研究連携課

(5) 学部3年次学生合宿研修による研究倫理教育（啓発指導）

①時期：10月上旬

②活用資料：研究倫理教育教材

③担当課等：学生支援課及び研究連携課

(6) eラーニングによる研究倫理教育

①時期：上越教育大学卒業研究取扱細則（平成16年細則第18号）に規定する時期までに受講する。

②活用資料：学振eラーニング

③担当課等：研究連携課

（役員・事務系職員の学修方法）

5 役員・事務系職員の学修方法等は、次の各号に係る事項とする。

(1) eラーニングによる研究倫理教育

①時期：4月以降

②活用資料：学振eラーニング

③受講間隔：5年に1回は受講する。2016年（平成28年）4月1日を起算日とし、以後、5年ごとに受講登録を一斉に行うことにより定期的に研究倫理教育を受講する。

④担当課等：研究連携課

(2) 資料配付やポータルサイトによる研究倫理教育（啓発指導）

①時期：4月以降

②活用資料：研究倫理教育教材

③担当課等：研究連携課

(3) 新任職員研修等による研究倫理教育（啓発指導）

①時期：4月上旬

②活用資料：研究倫理教育教材

③担当課等：総務課及び研究連携課

（学修方法の特例）

6 第2項から前項までに定める者以外で、研究倫理教育責任者が必要と認める者の学修方法は、第2項から前項までを準用し研究倫理教育を実施する。その場合において、本学を本務としない者の研究倫理教育の学修については、他機関における学修等を本学に

において学修したものとみなすことができるものとする。

(その他)

7 この取扱いの実施に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 記

この取扱いは、平成28年4月1日から実施する。

附 記（平成30年12月6日）

この取扱いは、平成31年4月1日から実施する。